

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請手数料) 第9条 (略)</p>	<p>(許可申請手数料) 第9条 (略) <u>(所有権の帰属)</u> 第10条 <u>処理計画に基づき一般廃棄物集積場（市が指定する一般廃棄物の集積場所をいう。）に排出された一般廃棄物のうち、市長が再生利用可能と認めたもの（以下「リサイクル可能資源」という。）の所有権は、市に帰属するものとする。</u> <u>(収集又は運搬の禁止等)</u> 第11条 <u>リサイクル可能資源は、市又は市が指定する者以外の者は収集し、又は運搬してはならない。</u> 2 <u>市長は、前項の規定に違反して、リサイクル可能資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずる。</u> 3 <u>前項の規定による命令を行う場合においては、可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）第27条第1項に規定する弁明は、口頭で行うものとする。</u> 4 <u>市長は、第2項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</u></p>
<p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(委任) 第12条 (略) <u>(罰則)</u> 第13条 <u>第11条第2項の規定による命令に従わない者は、20万円以下の罰金に処する。</u> 2 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の</u></p>

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。